

(第69期定時株主総会招集ご通知提供書面)

 **三信電気株式会社**

証券コード：8150

第 69 期 報 告 書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

Contents

コーポレートメッセージ	1
事業報告	2
連結計算書類	2 5
計算書類	2 8
監査報告	3 1

**Combining Footwork
and Network to Meet Needs Exactly**



三信電気は新しさへのチャレンジと 三信スピリットの承継で エレクトロニクス社会の発展に貢献します。

ありとあらゆる電化製品がネットワークで接続され様々なサービスが提供される社会、衝突回避などの運転支援システムが普及しドライバーがより安全に運転できる社会、このような社会の形成にエレクトロニクスは重要な役割を果たしてきました。これからも私たちがより快適に、より安全に生活できるような社会の実現にエレクトロニクスは貢献していくことでしょう。

このようななか、三信電気はエレクトロニクス総合商社として、お客様や仕入先、協業パートナーとともにエレクトロニクスの新たな可能性を絶えず探求しております。そのために、既存の概念にとらわれずチャレンジする姿勢を持ち続けるよう、私たちは心がけております。

そしてもう一つ、私たちが創業以来大切にしているものがあります。それは社名の由来でもある三つの「信」（信用・信念・信実）です。私たちはこの三つの「信」こそ、ビジネスを行っていくうえでいつの時代にも持ち続けていくべきものであると信じております。私たち三信電気は、これからもこの三つの「信」を貫き、かつチャレンジ精神をもってエレクトロニクスの未来を開拓していきたいと考えております。

信用

商売は信用がなければ
成り立たない。
信用に始まって信用に終わる。

信念

利を追うだけでなく、
信念に基づいて行動する。
その信念は自己研鑽の結果
身につくものである。

信実

すべてのことに
真心をもってあたる。
課題には正攻法で立ち向かう。

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、第3四半期までは全体として緩やかな回復傾向にあったものの、第4四半期以降は新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、景気悪化の懸念が急速に強まりました。また、当社グループの事業領域であるエレクトロニクス業界およびICT業界におきましても、新型コロナウイルスの感染拡大が企業の投資を含め様々な経済活動の停滞を招くなど、先行きが見通せない状況となりました。

このようななか、当社グループにおきましては、デバイス事業では高付加価値化が可能なコアデバイス事業と、新規海外商材の取扱いやIoT関連ビジネスを中心とした戦略デバイス事業の売上高拡大に努めた一方、総じて収益率の低いボリュームビジネスについてはリスクと採算性を見極めながら最適化を進めるなど、高収益体質への転換に注力しました。また、ソリューション事業では将来に向けた収益基盤の確立を目指し、三信データセンターを軸にクラウド事業の強化に注力するとともに、顧客数の拡大に向けた取り組みの強化にも努めました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は1,230億85百万円（前期比16.8%減）となり、売上高総利益率の向上や販管費の削減に努めたものの、営業利益は19億58百万円（前期比0.3%減）となりました。また、売上高の減少に伴う借入金の圧縮により、支払利息が減少したことから、経常利益は18億58百万円（前期比7.0%増）となりました。一方、親会社株主に帰属する当期純利益は、厚木事業所の土地および建物の売却益を計上した前期に比べ、特別利益が減少したことから、14億51百万円（前期比0.1%増）、自己資本当期純利益率（ROE）は3.4%（前期は2.8%）となりました。

当連結会計年度の業績

売上高

1,230億 85百万円

前連結会計年度比 △16.8%

営業利益

19億 58百万円

前連結会計年度比 △0.3%

経常利益

18億 58百万円

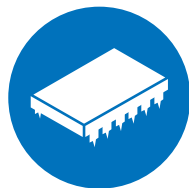
前連結会計年度比 +7.0%

親会社株主に帰属する当期純利益

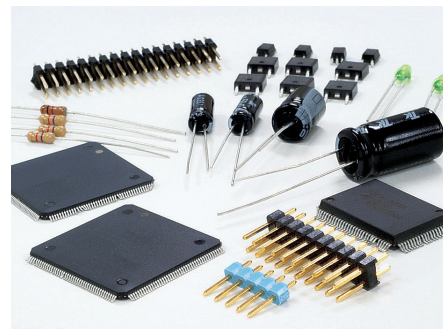
14億 51百万円

前連結会計年度比 +0.1%

セグメントの業績は後述の通りです。



デバイス事業



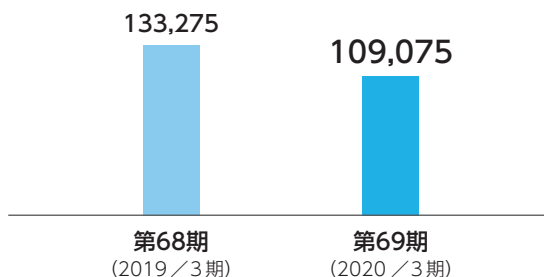
デバイス事業におきましては、主にエレクトロニクスメーカー向けに半導体（システムLSI、マイコン、液晶ディスプレイドライバIC、メモリ等）や電子部品（コネクタ、コンデンサ等）の販売に加え、ソフト開発やモジュール開発等の技術サポートを行っております。

当連結会計年度におきましては、IoT関連ビジネスや海外商材の伸長により、戦略デバイス事業が前期より増加したものの、ボリュームビジネスおよびコアデバイス事業が減少しました。また、軽微ではあったものの第4四半期以降は新型コロナウイルスの感染拡大の影響も受けたことから、売上高は1,090億75百万円（前期比18.2%減）となりました。損益面につきましても、事業ポートフォリオ改革の推進による売上高総利益率の向上や販管費の減少に努めたものの、売上高の減少を補うには至らず、セグメント利益は4億15百万円（前期比10.8%減）となりました。

(注) セグメント利益は経常利益ベースの数値であります。

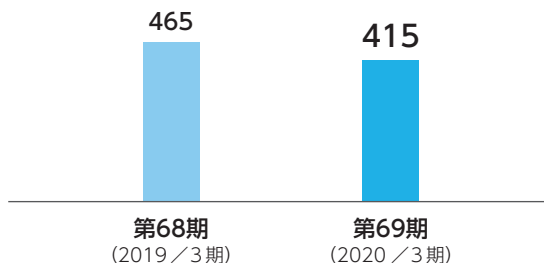
● 売上高

(単位：百万円)



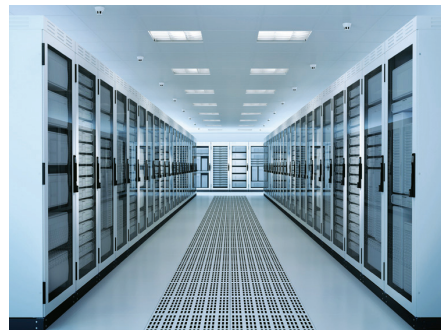
● セグメント利益

(単位：百万円)





ソリューション事業



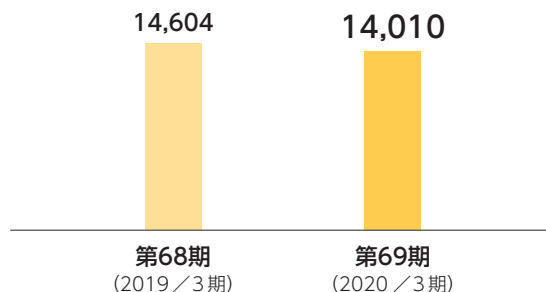
ソリューション事業におきましては、情報通信ネットワーク事業を核に主に民間企業や官公庁、自治体向けにインフラ設計や構築、その運用保守を行っております。特に基幹業務系のシステムにつきましてはパッケージソフトの提供から個別開発によるカスタマイズなど派生するサービスも提供しております。また、放送局やプロダクション向けに海外の仕入先製品を中心とした映像コンテンツの編集や送付、配信システムの構築も行っております。

当連結会計年度におきましては、企業向け情報ネットワーク関連ビジネスやアプリケーションソフトの販売は好調に推移したものの、前期に大型案件のあった公共分野における販売が大きく減少したほか、組込みシステムの販売も減少したことから、売上高は140億10百万円（前期比4.1%減）となりました。一方、損益面につきましては、売上高総利益率が向上したことから、セグメント利益は14億43百万円（前期比13.5%増）となりました。

(注) セグメント利益は経常利益ベースの数値であります。

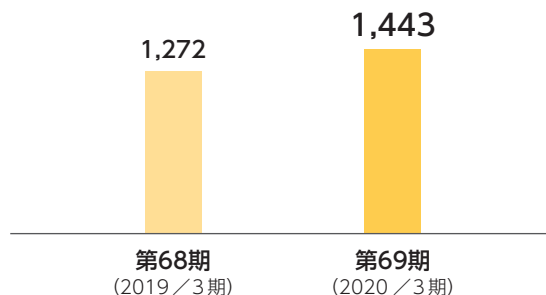
● 売上高

(単位：百万円)



● セグメント利益

(単位：百万円)



事業報告

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、社内におけるシステムインフラの強化等、総額4億60百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、外部からの資金調達は、金融機関からの経常的な借入れによるものが主体であり、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題等

■ 会社の経営の基本方針

当社グループは社である「信用」「信念」「信実」を基本理念として掲げ、お客様ならびに仕入先に対し幅広いソリューションを提供することでエレクトロニクスの総合会社としての存在価値を発揮し、「選ばれる商社」となることを目指しております。

デバイス事業においては、家電・自動車・産業機器メーカー等のお客様各社のグローバル化を支えるため、海外現地法人を展開し、商品やサービスの提供に努めるとともに、豊富な品揃えと仕入先製品の応用技術力によって、お客様と仕入先のコーディネーターとしての役割を担ってまいりました。また、ソリューション事業においては、情報通信ネットワークを核に、システムインテグレーターとしてお客様の事業発展に寄与してまいりました。今後もお客様ならびに仕入先に対する当社グループの存在価値向上に努めてまいります。

また、事業経営にあたっては、多様な人材の活躍を促進する体制の整備や、環境負荷軽減への継続的取り組みなどを通じて、企業市民としての使命を積極的に果たしてまいります。

■ 目標とする経営指標

自己資本当期純利益率（ROE）と経常利益を重要な経営指標として捉え、その向上に努めてまいります。

■ 利益配分に関する方針

当社は、株主の皆様へ利益を還元していくことを重要な経営課題の一つとして位置づけております。配当につきましては、連結配当性向50%を目処とし、株主の皆様への利益還元、成長機会獲得のための投資、持続的な成長を可能とする内部留保、資本効率の向上、これらのバランスを考慮して決定することを基本方針としております。

なお、資本効率の向上に向けた施策として、2018年3月期からの3期間においては、連結配当性向100%を目処とした配当を実施するとしたため、当該期間中はこの方針に沿った配当を実施しており、その最終年度である当期（2020年3月期）におきましても連結配当性向93.2%の配当を予定しております。

■ 中期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

当社グループでは、当社第70期（2021年3月期）を最終年度とするV70中期経営計画を策定し、「自己資本当期純利益率（ROE）5%」「経常利益30億円」を定量目標として掲げておりました。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大やデバイス事業における主要仕入先であったルネサスエレクトロニクス株式会社（以下、ルネサス社）との特約店契約の解消による影響により、第70期中におけるこれらの定量目標の実現は非常に困難なものとなり、これらの定量目標を取り下げることといたしました。経営環境があまりにも不透明な状況であり、新たな定量目標を設定した中期経営計画の策定には時間を要する見込みではありますが、当社グループとしては、重要な経営指標であるROEと経常利益の回復を目指すという方向性をもって、必要な事業基盤の強化に注力していくこととし、以下の課題に鋭意取り組んでまいります。

① デバイス事業の収益力回復

デバイス事業においては、当社グループの技術力を活かせるコアデバイス事業と、ロジスティクスやファイナンス機能に特化したボリュームビジネスが収益の柱となっております。このうち、ボリュームビジネスについては、その多くが外貨建てのビジネスであり、売上高が大きいものの、為替や金利の影響を大きく受けやすく、総利益率も総じて低いという傾向がありました。そのためリスクと採算性を見極めながら、継続すべきビジネスへの集中を進めてきた結果、ボリュームビジネスの最適化については2020年3月期までに一旦完了することができました。

一方で、コアデバイス事業については、主要な仕入先であったルネサス社との特約店契約が、2020年6月末をもって解消されることに伴い、抜本的な収益構造の転換が急務となりました。また、このような状況を受け、車載関連やIoTを主な切り口とした新たな商材やビジネスモデルの開拓に注力している戦略デバイス事業の収益拡大が、今まで以上に重要性を増しており、こちらも急ピッチで進める必要があります。

このような状況を踏まえ、デバイス事業では以下の施策に取り組むことで、高収益体質への転換に向けた事業ポートフォリオ改革を推し進め、収益力の回復を目指します。

i) 既存ビジネスの収益性改善

コアデバイス事業については、ルネサス社との特約店契約の解消に伴い、今まで同社製品の拡販に携わってきた要員を他社製品の拡販に充当してまいります。人的リソースの拡充を通じて、きめ細かい顧客サポートが求められる海外半導体メーカーに対する存在価値を向上することで、新規商流の獲得を目指してまいります。また、ボリュームビジネスについては、引き続きリスクと採算性を注視してまいります。獲得利益の拡大に貢献できるものについては継続してまいります。

事業報告

ii) 新規ビジネスの拡大

より強固な高収益体質を実現するために必要なビジネスを戦略デバイス事業と位置付け、海外を中心とした新規商材ビジネスやIoT関連の新規ビジネスモデルの拡大に継続して注力してまいります。特にルネサス社との特約店契約の解消に伴い、コアデバイス事業の縮小が見込まれており、戦略デバイス事業の収益拡大を加速しなければデバイス事業全体の収益回復が進みません。ルネサス社製品の拡販要員を戦略デバイス事業にもシフトするとともに、M&A等を通じた新規ビジネスの創造にも取り組み、よりスピーディに戦略デバイス事業の収益拡大に取り組んでまいります。

②ソリューション事業の収益基盤の強化

ソリューション事業においては、システムを販売した後の保守・サポートビジネスで収益を獲得するビジネスモデルを収益の柱としてきました。しかしながら、このビジネスモデルは、サーバーやデータベースなどの情報システムを自社内の設備で運用する形態から、インターネットを経由したクラウドサービスへの置き換えが進むことで、漸減していくことが予想されます。また、大口顧客依存の収益体質からの脱却も課題として残ります。

このような状況を踏まえ、ソリューション事業では以下の施策に取り組むことで、将来に向けた収益基盤の強化に取り組んでまいります。

i) クラウド事業の強化

三信データセンターを軸としたプライベートクラウド事業や大手ベンダーのパブリッククラウドと連携したハイブリッド型クラウド事業を中心にオリジナルメニューの拡充に努めてまいります。また、他社クラウドサービスのリセールも展開し、多様な顧客ニーズに対応することでクラウド事業を強化し、収益の柱としてまいります。

ii) 顧客基盤の拡大

顧客基盤の拡大に向けた、人員増強による拡販強化や仕入先との連携強化、クラウドサービスを中心とした新たなサービスメニューの投入、展示会やセミナーなどによるプロモーションなどの取り組みは、引き続き強化してまいります。今後はさらにM&Aにより事業領域を広げていくことも視野に入れ、顧客数の拡大を加速し、強固な収益基盤の構築を目指してまいります。

③資本効率の向上

資本効率の向上に向け、2018年3月期から2020年3月期の3期間には連結配当性向100%を目処とした配当を実施し、また2019年3月期には買付け総額197億円（取得株式数900万株）の自己株式の公開買付けを行うなど、株主還元の充実に取り組んでまいりました。一方でデバイス事業におけるボリュームビ

ジネスを縮小させたことにより、運転資金の圧縮に努めるとともに、売掛金の早期資金化を行うことで、一定以上の自己資本比率も維持出来ております。新型コロナウイルスの影響を含め不確定要素が大きい状況ではありますが、当社グループの収益状況や財務状況、金融情勢を勘案し、今後も適時適切な資本政策の実施を検討してまいります。

④コーポレート・ガバナンスの強化

事業力の強化および資本効率の向上を、今まで以上に迅速かつ大胆に推し進めていく必要があるなかで、それに付随するリスクは当然高まります。特に当社グループの収益向上に向け、必要性が高まっているM & Aについては、取締役会においてリスクとリターンを適正に評価できることが前提となります。独立社外取締役の比率を高めるなど、必要な体制を整備し、コーポレート・ガバナンスの強化を継続してまいります。

事業報告

(5) 財産および損益の状況の推移

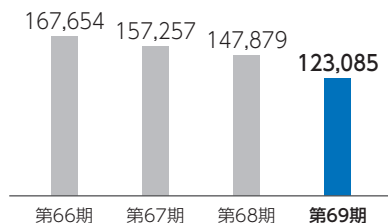
区 分		第 66 期 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	第 67 期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第 68 期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第 69 期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
売上高	(百万円)	167,654	157,257	147,879	123,085
営業利益	(百万円)	804	1,763	1,965	1,958
経常利益	(百万円)	△952	1,787	1,737	1,858
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	△1,575	947	1,449	1,451
1株当たり当期純利益	(円)	△55.90	33.62	67.48	75.66
総資産	(百万円)	93,860	93,624	88,261	73,659
純資産	(百万円)	61,537	61,787	42,711	42,029
1株当たり純資産	(円)	2,183.84	2,191.19	2,224.47	2,188.84
自己資本当期純利益率 (ROE)	(%)	△2.5	1.5	2.8	3.4

(注) 1. 各区分における“△”はそれぞれ損失（自己資本当期純利益率については負の数値）を表します。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を前連結会計年度の期首から適用しており、総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

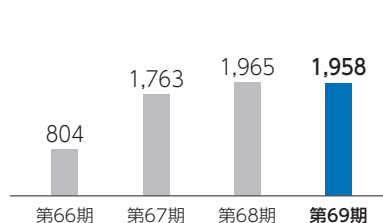
売上高

(単位：百万円)



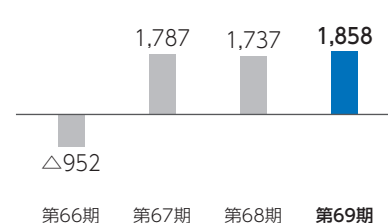
営業利益

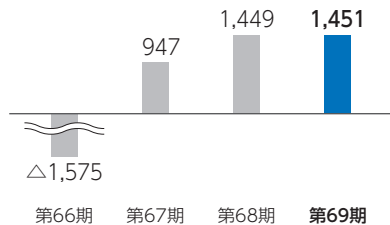
(単位：百万円)



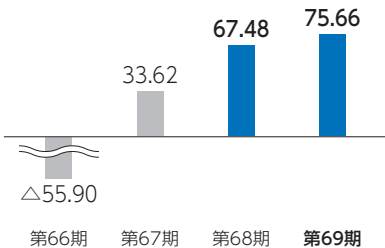
経常利益

(単位：百万円)

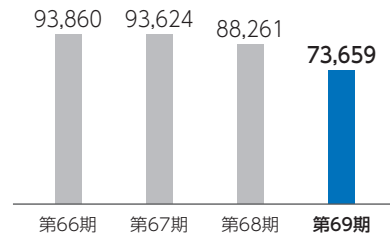


親会社株主に帰属する
当期純利益 (単位：百万円)

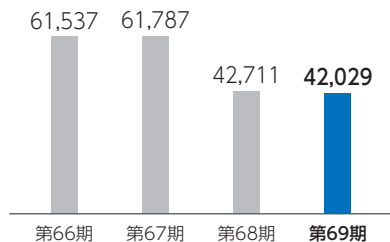
1株当たり当期純利益 (単位：円)



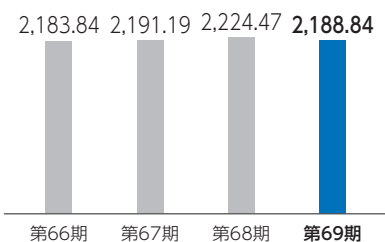
総資産 (単位：百万円)



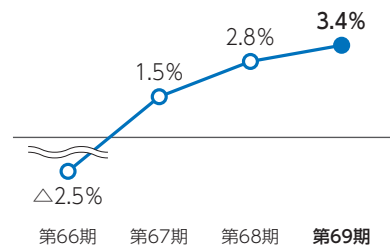
純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産 (単位：円)



自己資本当期純利益率 (ROE) (単位：%)



事業報告

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

当社には該当する親会社はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	所在地	主要な業務内容	資本金	出資比率
SANSHIN ELECTRONICS (HONG KONG) CO., LTD.	香港	半導体・電子部品、電子機器の販売、輸出入	12,820千 米国ドル	100.00%
SANSHIN ELECTRONICS SINGAPORE (PTE) LTD.	シンガポール	半導体・電子部品、電子機器の販売、輸出入	1,939千 米国ドル	100.00%
台湾三信電気 股份有限公司	台湾 台北	半導体・電子部品、電子機器の販売、輸出入	160百万 台湾ドル	100.00%
SANSHIN ELECTRONICS CORPORATION	米国 ミシガン州	半導体・電子部品、電子機器の販売、輸出入	3,000千 米国ドル	100.00%
SANSHIN ELECTRONICS KOREA CO., LTD.	韓国 ソウル	半導体・電子部品、電子機器の販売、輸出入	5,000百万 韓国ウォン	100.00%
SANSHIN ELECTRONICS (THAILAND) CO., LTD.	タイ バンコク	半導体・電子部品、電子機器の販売、輸出入	100百万 タイバーツ	※100.00%
三信国際貿易(上海) 有限公司	中国 上海	半導体・電子部品、電子機器の販売、輸出入	31百万 中国人民幣	※100.00%
株式会社 T A K U M I	日本 東京都	1. 電子部品および電子機器の開発および販売 2. コンピュータソフトウェアの開発 3. 知的財産権の取得、譲渡、使用許諾斡旋および管理業務	45百万円	74.07%
三信ネットワーク サービス株式会社	日本 東京都	1. 情報通信システムに関する設計、構築、設置、保守運用・管理 2. 情報通信システムにおける回線および電話工事、および工事設計 3. 情報通信システムに関する機器、装置の販売	30百万円	100.00%

(注) 1. ※印は、間接所有を含む比率です。

2. 当社には特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、デバイス事業とソリューション事業の2つの事業を展開しております。各事業の内容につきましては「(1) 事業の経過および成果」のセグメント別の業績概況に記載の通りであります。

(8) 拠点の状況 (2020年3月31日現在)

国内	
・三信電気株式会社	本社：東京都港区芝四丁目4番12号 支店等：物流センター、大阪支店、静岡支店、名古屋支店、高松支店、宇都宮支店、長野支店、長岡支店、高知出張所
・アクシスデバイス・テクノロジー株式会社	本社：東京
・三信ネットワークサービス株式会社	本社：東京
・株式会社三信メディア・ソリューションズ	本社：東京
・株式会社三信システムデザイン	本社：東京
・株式会社TAKUMI	本社：東京
海外	
・SANSHIN ELECTRONICS (HONG KONG) CO., LTD.	本社：香港
・三信国際貿易（上海）有限公司	本社：中国 上海
・三信力電子（深圳）有限公司	本社：中国 深圳
・SANSHIN ELECTRONICS KOREA CO., LTD.	本社：韓国 ソウル
・SANSHIN ELECTRONICS SINGAPORE (PTE) LTD.	本社：シンガポール
・SAN SHIN ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.	本社：マレーシア クアラルンプール
・SANSHIN ELECTRONICS (THAILAND) CO., LTD.	本社：タイ バンコク
・台湾三信電気股份有限公司	本社：台湾 台北
・SANSHIN ELECTRONICS CORPORATION	本社：米国 ミシガン州

事業報告

(9) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

セグメントの名称	使用人数 (名)	前期末比増減 (名)
デバイス事業	364 (11)	+1 (+1)
ソリューション事業	189 (13)	±0 (+6)
全社 (共通)	61 (15)	+10 (△22)
合計	614 (39)	+11 (△15)

- (注) 1. 使用人数は就業人員数を表記しております。
2. 全社 (共通) には、総務部や経理部、物流センター等、管理部門の人員が含まれます。
3. 臨時従業員 (パートタイマーおよび嘱託契約の従業員) は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	9,035百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,751百万円
株式会社みずほ銀行	3,000百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,163百万円

(注) 上記の銀行の借入額には、各行の海外現地法人からの借入額を含めています。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

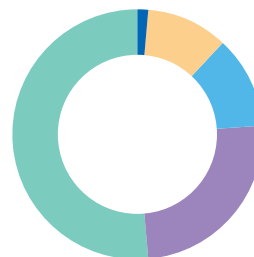
2 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 76,171,000株
- (2) 発行済株式の総数 24,281,373株
- (3) 株主数 2,426名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社エスグラントコーポレーション	1,920	9.94
株式会社南青山不動産	1,920	9.94
株式会社シティインデックスイレブンス	1,920	9.94
有限会社松永栄一	1,600	8.28
日本電気株式会社	1,049	5.43
株式会社三井住友銀行	965	5.00
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	535	2.77
株式会社三菱UFJ銀行	455	2.36
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口)	377	1.96
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 1 5 1	347	1.80

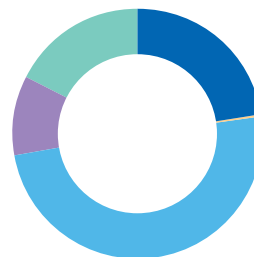
- (注) 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) の持株数には、取締役 (社外取締役を除く) を対象とする業績連動型株式報酬制度に係る信託の信託財産である当社株式136千株が含まれております。
2. 当社は自己株式を4,964,410株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

所有株数別株式分布状況



■ 1千株未満	1,361名	285千株 (1.48%)
■ 1千株以上	949名	2,069千株 (10.71%)
■ 1万株以上	86名	2,277千株 (11.79%)
■ 10万株以上	22名	4,774千株 (24.72%)
■ 50万株以上	7名	9,909千株 (51.30%)

所有者別株式分布状況



■ 金融機関	27名	4,360千株 (22.57%)
■ 証券会社	29名	77千株 (0.40%)
■ その他国内法人	48名	9,534千株 (49.36%)
■ 外国法人等	103名	1,988千株 (10.30%)
■ 個人その他	2,218名	3,355千株 (17.37%)

※ 上記の各株式分布状況の数値は、自己株式を控除後の数値であります。

事業報告

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員 の 状況

(1) 取締役および監査役の状況 (2020年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況等
代表取締役 会長執行役員 (CEO)	松 永 光 正		
代表取締役 社長執行役員 (COO)	鈴 木 俊 郎	監査室担当	
取締役 常務執行役員	北 村 文 秀	デバイス事業グループ統轄 兼 事業管理統括部、IoT事業ユニ ットおよび販売技術ユニット担当 兼 事業管理統括部長	
取締役 常務執行役員	御 園 明 雄	経 済 本 部 長	
取締役 常務執行役員	森 祐 二	ソリューション営業本部長	
取締役 執行役員	坂 本 浩 司	管理本部長	
取締役 執行役員	永 瀬 知 行	デバイス事業グループ 第一営業ユニット、第二営業ユニ ットおよび海外営業ユニット担当	SANSHIN ELECTRONICS KOREA CO., LTD.代表理事
取締役 執行役員	小 川 光 弘	デバイス事業グループ CEユニットおよび第三営業ユニ ット担当 兼 CEユニット長	
取締役 執行役員	原 田 浩 司	ソリューション営業本部 副本部長	
取締役	内 村 健		
取締役	西 野 實		株式会社森組 社外取締役
取締役	竹 内 立 男		
常勤監査役	西 尾 圭 司		
常勤監査役	三 浦 伸 一		

事業報告

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況等
監査役	山本 昌平		丸の内中央法律事務所 弁護士、ナラサキ産業株式会社 社外取締役、株式会社メガハウス 監査役、株式会社バンダイ 社外監査役、トーイン株式会社 社外監査役
監査役	毛塚 邦治		毛塚会計事務所 公認会計士、税理士

- (注) 1. 取締役内村 健、取締役西野 實および取締役竹内立男の3氏は社外取締役であり、監査役山本昌平および監査役毛塚邦治の両氏は社外監査役であります。また、当社は以上の5氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。なお、竹内立男氏が過去勤務しておりましたパイオニア株式会社と当社との間には営業取引実績がありますが、その取引額は当社グループの連結売上高の1%未満と僅少であることから、当社経営からの独立性が確保されていると判断しております。
2. 当社は、取締役内村 健、取締役西野 實、取締役竹内立男、監査役西尾圭司、監査役三浦伸一、監査役山本昌平および監査役毛塚邦治の7氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
3. 監査役毛塚邦治氏は公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はございません。
5. 当事業年度中に取締役の地位および担当が次の通り変更されました。

氏名	変更前	変更後	異動日
御園 明雄	取締役 執行役員 財経本部長	取締役 常務執行役員 財経本部長	2019年6月21日
北村 文秀	取締役 常務執行役員 デバイス事業グループ統轄 兼 事業管理統括部、IoT事業 ユニット、第三営業ユニットおよび 海外営業ユニット担当 兼 事業管理統括部長	取締役 常務執行役員 デバイス事業グループ統轄 兼 事業管理統括部、IoT事業 ユニットおよび販売技術ユニッ ト担当 兼 事業管理統括部長	2019年10月1日
森 祐二	取締役 執行役員 ソリューション営業本部 副本部長	取締役 常務執行役員 ソリューション営業本部長	2019年10月1日
永瀬 知行	取締役 執行役員 デバイス事業グループ 第一営業ユニットおよび第二営 業ユニット担当 兼 第一営業ユニット長	取締役 執行役員 デバイス事業グループ 第一営業ユニット、第二営業ユニ ットおよび海外営業ユニット担当	2019年10月1日

氏名	変更前	変更後	異動日
小川 光弘	取締役 執行役員 デバイス事業グループ C Eユニットおよび販売技術ユ ニット担当 兼 C Eユニット長	取締役 執行役員 デバイス事業グループ C Eユニットおよび第三営業ユ ニット担当 兼 C Eユニット長	2019年10月1日

6. 当事業年度中に退任した役員は以下の通りです。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および 重要な兼職の状況等
幡野 延行	2019年6月21日	任期満了	取締役 常務執行役員 ソリューション営業本部長

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	13名 (3名)	179百万円 (17百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	41百万円 (10百万円)
合計	17名	220百万円

- (注) 1. 上記には、2019年6月21日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役が含まれております。
 2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 取締役の報酬限度額は、2007年6月22日開催の第56期定時株主総会において年額420百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 4. 監査役の報酬限度額は、1993年12月21日開催の第42期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
 5. 取締役の支給額には、当事業年度における取締役（社外取締役を除く。）9名に対する役員賞与引当金繰入額27百万円が含まれております。なお、当社では第54期分より監査役賞与を廃止しております。
 6. 取締役の支給額には、当事業年度における取締役（社外取締役を除く。）9名に対する業績連動型株式報酬に係る引当金繰入額30百万円が含まれております。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

2006年6月23日開催の第55期定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を行うことについてご承認いただいておりますが、この決議に基づき、2019年6月21日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって退任した役員に支払った役員退職慰労金はありません。

事業報告

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該兼職先との関係

前記(1)取締役および監査役の状況に記載の通りであります。

②当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会 (全13回)		監査役会 (全16回)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 内村 健	13回	100%	—	—
取締役 西野 實	13回	100%	—	—
取締役 竹内立男	13回	100%	—	—
監査役 山本昌平	13回	100%	16回	100%
監査役 毛塚邦治	13回	100%	16回	100%

・取締役会および監査役会における発言状況

取締役内村 健、取締役西野 實および取締役竹内立男の3氏は、ガバナンスや事業運営におけるリスク分析・評価、取締役の報酬体系・選任等、経営全般に対して、それぞれ他の上場会社において経営に関与された豊富な経験と実績に基づき、有効かつ幅広い助言・提言を行っております。

監査役山本昌平および監査役毛塚邦治の両氏は、それぞれ弁護士、公認会計士・税理士の見地から意見を述べるなど、当社のコンプライアンス経営を確保するために有効かつ必要な助言・提言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社は当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士または監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法または金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」等を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を評価した上で、過年度の実績等も勘案して検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項に定める業務以外の業務（非監査業務）である「収益認識会計基準の導入に関する助言業務」等を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制を以下の通り決議しております。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・当社グループの社是、企業理念のもと、当社グループの役員、使用人が遵守すべき行動基準を策定し、役員、使用人全員に周知、徹底する。
- ・コンプライアンス規程を策定し、内部通報システムを含むコンプライアンス体制を整備する。
- ・取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会もしくは経営会議において報告する。
- ・業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。
- ・監査役は取締役会に常時出席するほか、その他重要な会議、委員会にも随時出席できるものとする。また、会計監査人から定期的に意見を聴取する会議を設ける。
- ・反社会的勢力排除については、反社会的勢力との関係遮断を行動基準において明記するとともに、担当部門を設置し、警察や弁護士との連絡体制の構築や情報の収集、管理、規程およびマニュアルの策定等必要な整備を行う。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社で定める規程に基づき適切に保存・管理する。
- ・取締役、監査役および内部監査部門の所属員は常時それらの情報を閲覧できることとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、リスク管理規程を制定し、当社グループのリスクを明らかにする。
- ・当社は、代表取締役を委員長とした総合リスク対策委員会のもと、当社グループ全体のリスク管理を行う。
- ・総合リスク対策委員会は、各リスクの主管部門を明確にするとともに、必要に応じて個別の対策委員会等を設置し、リスク発生時において迅速かつ効果的な対応が行える体制を整備する。また、大規模な震災の発生を想定した事業継続計画（BCP）を策定する。
- ・総合リスク対策委員会は顕在化したリスクにつき、適宜取締役会にその対応状況を報告する。
- ・総合リスク対策委員会は、対応すべき潜在リスクについて検討の上、リスク対策およびその管理体制の有効性の見直しを行い、その結果を取締役に報告する。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社では、取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
- ・その他、業務執行取締役および常勤監査役等で構成される経営会議を定期的で開催することとし、取締役会決議事項のうち特に重要な事項については、経営会議において事前に十分審議する。
- ・取締役会の決定に基づく業務の執行については、業務分掌規程、職務権限規程等において、担当部門、責任者および執行手続きを定めることとする。また、子会社各社においても同様に必要な規程を整備させ、執行手続きを定めることにより、子会社の取締役の職務の執行の効率化を図ることとする。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・当社グループの社是、企業理念、行動基準およびコンプライアンス規程の対象範囲を当社グループ全体とし、子会社の役員・使用人全員にも周知・徹底する。これらを基に、子会社各社に必要な諸規程を整備させる。
- ・リスク対策については、子会社も含め当社グループ全体でこれを行う。これらを基に、子会社各社に必要な諸規程を整備させる。
- ・子会社に対して、関係会社管理規程に定める重要事項につき当社の事前承認および当社への報告を求める。
- ・子会社の取締役および使用人に対し、その職務執行等を当社の取締役ならびに監査役に報告させる機会を定期的に設ける。
- ・監査役は、子会社についても必要な監査を行う。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・当社グループの財務報告の信頼性を確保し、内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うために、内部統制管理規程を策定し、内部統制システムの有効性を定期的に評価し、不備があれば是正していく体制を整備する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役は、内部監査部門に対し、監査業務に必要な事項を指示することができることとする。
- ・監査役より監査業務に必要な事項を指示された内部監査部門の所属員は、その指示に関して取締役の指揮命令を受けない。
- ・内部監査部門の所属員の任命、異動、評価、懲戒等の人事に関する事項については、監査役の意見を尊重する。

事業報告

⑧取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、随時取締役および使用人に対して、必要な報告を求めることができることとする。
- ・ 代表取締役は監査役と定期的に意見交換の機会を設ける。
- ・ 内部監査部門は、業務監査等を実施した場合は必ずその報告書を監査役に提出する。
- ・ コンプライアンス規程の整備により、法令違反等コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を構築する。
- ・ 監査役の監査に資する報告を監査役に対し行った取締役および使用人または子会社の取締役、監査役および使用人に対し、不利な取扱いを禁止する。
- ・ 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。また、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りです。

- ・ 当社では、当社グループの役員・使用人が遵守すべき行動基準を策定しており、新入社員研修での周知のほか、社内報への定期的な掲載やオフィス内掲示、必携カードの作成等を通じて、周知を徹底しております。また、行動基準の実践状況を把握するために社員に定期的にアンケートを実施し、その結果を取締役会に報告し、行動基準の浸透度を確認しております。
- ・ 通報者の秘匿や不利益な取扱いの禁止、自らが関係する通報事案の処理の禁止などを盛り込んだ内部通報取扱規程を策定し、内部統制システムを運用しております。また、経営陣からの独立性強化を図るため、通報窓口に全監査役を含めております。
- ・ 内部監査部門として監査室を設置しており、本事業報告作成日現在3名が在籍しております。監査室は業務監査を実施後、監査報告書を代表取締役および監査役に提出しております。また、監査役と監査室は適宜会合を設けており、監査役は監査室に対し、内部統制システムに関わる状況とその監査結果の報告を求めるなど情報を収集するほか、必要な指示、助言を行っております。
- ・ 監査役は、取締役会に出席するほか、常勤監査役は経営会議や幹部会、経営戦略会議等主要な会議に常時出席しております。また、監査役は会計監査人と期初に監査計画策定のための審議を行うほか、定期的にまた必要に応じて会合を設けるとともに、随時、会計監査の立ち合いを行っております。
- ・ 総合リスク対策委員会は、顕在化リスクとその対応状況を適宜取締役会に報告するとともに、対応すべき潜在化リスクについて検討し、対策や管理体制の有効性を取締役会に報告しております。

- ・当期におきましては、定時取締役会を13回開催しております。
- ・取締役会決議事項を法定事項ならびに会社の基本的事項（投資等の重要な財産の処分、企業規範・企業理念・行動基準、経営の基本方針や経営計画の制定および変更、コーポレート・ガバナンスに関する事項等）に限り、それ以外の事項については経営会議または業務執行取締役等に委任し、規程に基づき執行しております。これらの執行状況については、業務執行取締役等が適宜取締役会に報告し、取締役会はこの報告を通じて業務執行取締役等の意思決定や業務執行を監督しております。
- ・監査役は重要な国内子会社には監査役として会計監査を、重要な海外子会社に対しては定期的に往査を実施しております。
- ・内部統制管理規程に則り、内部統制委員会を毎四半期末に開催しております。内部統制委員会では、当社の内部統制の有効性を評価するため、自己点検による自己評価結果および監査室による独立評価結果を審議し、社長執行役員に対してその結果を報告しております。
- ・代表取締役は監査役および独立社外取締役と定期的に会合を設け、意見交換を行っております。これとは別に監査役と独立社外取締役は定期的に会合を設け、意見交換を行っております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	67,566	流動負債	30,962
現金及び預金	18,443	支払手形及び買掛金	14,039
受取手形及び売掛金	24,074	短期借入金	14,953
電子記録債権	4,317	リース債務	62
商品	16,165	未払法人税等	162
半成工事	0	賞与引当金	485
未収入金	44	役員賞与引当金	27
未収消費税等	3,900	その他	1,231
その他	627	固定負債	667
貸倒引当金	△7	リース債務	149
固定資産	6,092	繰延税金負債	2
有形固定資産	2,631	株式報酬引当金	59
建物及び構築物	1,195	退職給付に係る負債	352
土地	1,135	その他	103
リース資産	211	負債合計	31,629
建設仮勘定	19	純資産の部	
その他	68	株主資本	42,464
無形固定資産	489	資本金	14,811
投資その他の資産	2,970	資本剰余金	5,329
投資有価証券	2,515	利益剰余金	32,676
繰延税金資産	337	自己株式	△10,353
その他	152	その他の包括利益累計額	△482
貸倒引当金	△35	その他有価証券評価差額金	338
資産合計	73,659	繰延ヘッジ損益	1
		為替換算調整勘定	△701
		退職給付に係る調整累計額	△120
		非支配株主持分	46
		純資産合計	42,029
		負債及び純資産合計	73,659

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		123,085
売上原価		111,861
売上総利益		11,224
販売費及び一般管理費		9,265
営業利益		1,958
営業外収益		
受取利息	23	
受取配当金	37	
為替差益	91	
その他	79	232
営業外費用		
支払利息	268	
売上割引	9	
その他	54	331
経常利益		1,858
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	40	40
特別損失		
固定資産除却損	0	
会員権評価損	2	3
税金等調整前当期純利益		1,896
法人税、住民税及び事業税	250	
法人税等調整額	198	449
当期純利益		1,447
非支配株主に帰属する当期純損失		△3
親会社株主に帰属する当期純利益		1,451

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,811	5,329	32,578	△10,356	42,363
当期変動額					
剰余金の配当			△1,352		△1,352
親会社株主に帰属する当期純利益			1,451		1,451
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				3	3
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	－	－	98	2	101
当期末残高	14,811	5,329	32,676	△10,353	42,464

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支記 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	574	△4	△294	22	298	50	42,711
当期変動額							
剰余金の配当							△1,352
親会社株主に帰属する当期純利益							1,451
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							3
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△236	5	△406	△143	△780	△3	△784
当期変動額合計	△236	5	△406	△143	△780	△3	△682
当期末残高	338	1	△701	△120	△482	46	42,029

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	48,315
現金及び預金	14,331
受取手形	86
電子記録債権	4,317
売掛金	14,120
商品	11,049
半成工事	0
前渡金	165
前払費用	134
未収入金	147
未収消費税等	3,900
その他	59
貸倒引当金	△0
固定資産	9,102
有形固定資産	2,571
建物	1,181
構築物	4
工具器具備品	48
土地	1,135
リース資産	181
建設仮勘定	19
無形固定資産	280
ソフトウェア	251
その他	29
投資その他の資産	6,251
投資有価証券	2,383
関係会社株式	3,557
貸借保証金	19
繰延税金資産	257
その他	35
貸倒引当金	△2
資産合計	57,417

負債の部	
科目	金額
流動負債	25,596
支払手形	723
買掛金	10,873
短期借入金	12,393
リース債務	45
未払金	229
未払費用	168
未払法人税等	95
前受金	506
賞与引当金	485
役員賞与引当金	27
その他	49
固定負債	408
リース債務	136
株式報酬引当金	59
退職給付引当金	110
その他	101
負債合計	26,004
純資産の部	
株主資本	31,073
資本金	14,811
資本剰余金	5,329
資本準備金	5,329
利益剰余金	21,286
利益準備金	670
その他利益剰余金	20,615
配当準備積立金	600
別途積立金	18,680
繰越利益剰余金	1,335
自己株式	△10,353
評価・換算差額等	339
その他有価証券評価差額金	338
繰延ヘッジ損益	1
純資産合計	31,413
負債及び純資産合計	57,417

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		95,579
売上原価		87,957
売上総利益		7,621
販売費及び一般管理費		6,924
営業利益		697
営業外収益		
受取利息配当金	245	
経営指導料	208	
為替差益	33	
その他	45	533
営業外費用		
支払利息	80	
その他	56	136
経常利益		1,094
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	40	40
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		1,135
法人税、住民税及び事業税	48	
法人税等調整額	105	153
当期純利益		981

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計
				配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	14,811	5,329	5,329	670	600	18,680	1,705	21,656	△10,356	31,441
当期変動額										
剰余金の配当							△1,352	△1,352		△1,352
当期純利益							981	981		981
自己株式の取得									△0	△0
自己株式の処分									3	3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	△370	△370	2	△367
当期末残高	14,811	5,329	5,329	670	600	18,680	1,335	21,286	△10,353	31,073

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	574	△4	570	32,012
当期変動額				
剰余金の配当				△1,352
当期純利益				981
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△236	5	△230	△230
当期変動額合計	△236	5	△230	△598
当期末残高	338	1	339	31,413

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

三信電気株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 森谷 和正 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 藤春 暁子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三信電気株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三信電気株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

三信電気株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 森谷 和正 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 藤春 暁子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三信電気株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

三信電気株式会社 監査役会

常勤監査役 西尾圭司 ㊟

常勤監査役 三浦伸一 ㊟

社外監査役 山本昌平 ㊟

社外監査役 毛塚邦治 ㊟

以上

A series of 18 horizontal dashed lines spanning the width of the page, providing a template for handwriting practice.

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月に開催
基準日	定時株主総会 毎年3月31日
	期末配当金 毎年3月31日
	中間配当金 毎年9月30日

【株式に関する住所変更等のお届出およびご照会について】

証券会社に口座を開設されている株主様は、口座のある証券会社宛にお願いいたします。証券会社に口座を開設されていない株主様は、下記の電話照会先にご連絡下さい。

株主名簿管理人および 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
事務取扱場所 (郵便物送付先)	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	☎ 0120-782-031
インターネット ホームページ URL	https://www.smtb.jp/personal/agency/index.html

【特別口座について】

株券電子化前に「ほふり」（株式会社証券保管振替機構）を利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である上記の三井住友信託銀行株式会社に口座（特別口座といえます）を開設いたしました。特別口座についてのご照会および住所変更等のお届出は、上記の電話照会先をお願いいたします。

公告の方法	当社のホームページに掲載する。 < http://www.sanshin.co.jp/ir/kohkoku.html >
上場金融商品取引所	東京証券取引所市場第一部

特別口座に株式をお持ちの株主様へ

「特別口座」におけるご自身の株式を売却するためには、証券会社等にご本人様名義の口座を開設し、当該口座へ株式を振り替える必要があります。詳しくは上記の特別口座の口座管理機関までお問い合わせ下さい。

【本報告書の取り扱い上のご注意】

本報告書に記載されている事項には将来についての計画や予想に関する記述が含まれております。実際の業績はこれらの予想等と異なる可能性があることをご承知お下さい。

当社へのご意見・ご質問は当社SR部（TEL. 03-3453-5111）にご連絡いただくか当社ウェブサイト（<http://www.sanshin.co.jp>）にあるお問い合わせフォームからご入力下さい。

※お電話でのお問い合わせは当社就業時間内（8：50～17：10）をお願いいたします。

三信電気株式会社

〒108-8404 東京都港区芝四丁目4番12号
TEL. 03-3453-5111（大代表）
URL. <http://www.sanshin.co.jp>



PROJECT-
With the Earth

この冊子の印刷・製本に係るCO₂は
PROJECT- With the Earth を
通じてオフセット(相殺)しています。

UD FONT



JQA-EM1012

